

# 藤枝市監査基準

(改定版)

令和5年4月

藤枝市監査委員事務局

## 目 次

第 1 章	一般基準	
第 1 条	目的	2
第 2 条	監査等の目的	2
第 3 条	監査等の種類及びそれぞれの目的	2
第 4 条	監査委員の使命	4
第 5 条	監査委員の責務	5
第 6 条	事務補助職員の心得	5
第 2 章	監査等の実施	
第 1 節	実施基準	
第 7 条	実施の基本方針	6
第 8 条	監査等の実施	6
第 9 条	報告の徴取	6
第 10 条	監査調書等の作成及び保存	7
第 11 条	情報管理	7
第 12 条	質の管理	7
第 13 条	合理的な基礎の形成	7
第 2 節	監査等の事前手続	
第 14 条	監査等の実施方針及び計画の策定	7
第 15 条	監査等の計画の変更	8
第 16 条	監査等の実施手続	8
第 17 条	事前通知	9
第 18 条	資料要求等	9
第 19 条	事前研究	9
第 20 条	監査等の着眼点	9
第 3 節	監査等の実施手続	
第 21 条	監査等の実施手続の選択適用	10
第 22 条	各種の監査等の有機的な連携及び調整	10
第 23 条	監査専門委員との連携及び他者情報の利活用	10
第 24 条	監査等の講評	10
第 3 章	監査等の結果	
第 25 条	監査等の結果に関する報告等の提出等	10
第 26 条	監査等の結果に関する報告等への記載事項	11
第 27 条	報告等の決定	13
第 28 条	報告等の公表	14
第 29 条	措置状況の公表等	14

# 藤枝市監査基準

制 定 平11. 11. 26 監査委員訓令3  
最近改正 令5. 4. 1 監査委員訓令1

## 第1章 一般基準

### (目的)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、この基準第3条第1項第1号から第10号までの監査（以下「監査」という。）、同項第11号の検査（以下「検査」という。）及び同項第12号から第15号までの審査（以下「審査」という。）及びその他の行為の実施並びに報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）との関係を明確にすることを目的とする。

2 この基準は、法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員はこの基準に従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。なお、この基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

### (監査等の目的)

第2条 監査等は、市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的とする。

### (監査等の種類及びそれぞれの目的)

第3条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

- (2) 行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項） 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条） 住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項又は公企法第34条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること
- (10) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項） 共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、規約で定める普通地方公

共団体の監査委員が監査すること

- (11) 例月出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
  - (12) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
  - (13) 基金運用審査（法第241条第5項） 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
  - (14) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項） 健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
  - (15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項） 資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施する。
- 3 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第26条の監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。
- 4 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（監査委員の使命）

第4条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、この基準に従い市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第140条の5に定める事務を除く。）の執行（以下「事務事業の執行」という。）について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

（監査委員の責務）

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、議会又は市長にあらかじめ意見を聴かれた場合、信義誠実な態度で応じるものとする。

5 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第2条の目的を果たすため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため自己研鑽<sup>さん</sup>に努めるものとする。

6 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務補助職員」という。）を適切に監督し、指導するとともに、監査委員の職務がこの基準にのっとり遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽<sup>さん</sup>に努めさせるものとする。

（事務補助職員の心得）

第6条 事務補助職員は、職務の遂行に当たっては、特に、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 職責の重大性に鑑み、常に研修に心がけ、法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に精通するとともに、絶えず、市政の現状に関心を持ち、監査等の参考となるような資料の収集に努める。

(2) 監査等の実施に当たっては、監査委員の監査方針に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究する。

(3) 監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施する。また、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様である。

(4) 監査等の進捗状況を、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受ける。

- (5) 監査等の終了後は、速やかに復命書を作成し、監査委員に復命する。
- (6) 復命書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく、かつ具体的に記述する。

## 第2章 監査等の実施

### 第1節 実施基準

#### (実施の基本方針)

第7条 監査委員は、監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

#### (監査等の実施)

第8条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。なお、その場合のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況について情報を集め、その有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

#### (報告の徴取)

第9条 監査委員は、法施行令第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

#### (監査調書等の作成及び保存)

第10条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」と

いう。)、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

#### (情報管理)

第11条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱うものとする。

#### (質の管理)

第12条 監査委員は、この基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。

2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。

#### (合理的な基礎の形成)

第13条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

### 第2節 監査等の事前手続

#### (監査等の実施方針及び計画の策定)

第14条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定するものとする。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等の年間計画及び実施計画を策定するものとする。

3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に

勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他必要と認める事項

4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の担当者及び事務分担
- (7) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第15条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の実施手続)

第16条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手できるよう、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性及び合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

3 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常

の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定する。

5 精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにする。

6 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

#### (事前通知)

第17条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、市長等に対し、あらかじめ監査等の種類、期日、場所等を通知する。

#### (資料要求等)

第18条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求める。

#### (事前研究)

第19条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等についてあらかじめ関連法規等の調査研究を行い、基礎知識をかん養する。

2 前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握する。

3 前回までの監査等における指摘内容、問題点等を把握する。

#### (監査等の着眼点)

第20条 第14条第4項の規定に基づく実施計画において定める監査等の着眼点は、別に定める監査等の着眼点のうちから適宜選択する。ただし、監査等の対象により、必要に応じて、その都度着眼点を追加して定めるものとする。

### 第3節 監査等の実施手続

(監査等の実施手続の選択適用)

第21条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的な手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第22条 監査委員は、監査等の計画の策定及び実施に当たっては、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、総合して成果が上がるよう監査等を行うものとする。

(監査専門委員との連携及び他者情報の利活用)

第23条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効果的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員等との連携を図るものとする。

3 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。

(監査等の講評)

第24条 監査等に基づく監査対象部局等の長に対する講評は、原則として、監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は意見を聴取する。

### 第3章 監査等の結果

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第25条 監査委員は、監査(第3条第1項第8号の監査を除く。)又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等(第3条第1項第9号の監査においては市長又は企業管理者、同項第10号の監査においては他の関係普通地方公共団体の長)へ提出するものとする。なお、監査(第3条

第1項第7号から第10号までの監査を除く。)の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

3 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第26条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) この基準に準拠している旨

(2) 報告等の提出日付

(3) 監査等を実施した監査委員名

(4) 監査等の種類

(5) 監査等の概要

ア 監査等の実施期間

イ 監査等の対象とした部課等名（財政援助団体等にあつては団体名）

ウ 監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあつては採用している会計基準）

エ その他監査等の目的又は着眼点

オ 外部の専門家に監査の基礎となる事項の積算等を委託した場合、委託した旨及びその結果

(6) 監査等の結果

ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況についての意見

イ 指摘事項（指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに必要に応じて助言、注意等を付記する。）

(7) その他必要と認める事項

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限り

において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (3) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (4) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (5) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (6) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること
- (8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること
- (10) 共同設置機関の監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

- (11) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (12) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (13) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
- (14) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (15) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつた場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

(報告等の決定)

第27条 次に掲げる監査等の結果に関する報告等の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査結果
- (2) 第3条第1項第8号に定める監査及び勧告
- (3) 第3条第1項第12号から第15号までに定める審査意見

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見

が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(報告等の公表)

第28条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち、第3条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号について、次に掲げる事項を監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第29条 監査委員は、監査等の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査等の結果に関する報告を提出した者及び監査等の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。
- 3 監査委員は、第3条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。
- 4 公表の方法については、藤枝市公告式条例（昭和29年藤枝市条例第5号）の例による。

附 則

この訓令は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。